

## 3.2 調査者の資格（令和5年10月から施行）

関係規程：法第18条の15第1項 / （令和5年10月1日施行後の）法施行規則第16条の5 / 令和2年環境省告示第76号 / 国マニュアル「2.2.5.(3)」、「4.3.4」

令和5年10月以降、建築物の解体等工事の事前調査は、環境大臣が定めた資格者に行わせる必要があります。一方、工作物の解体等工事の事前調査については、同資格者による調査は義務付けられていません。

なお、令和5年10月の調査者の資格の義務付けより前においても、事前調査は同資格者に行わせることが望ましいとされています。



### ● 環境大臣が定めた資格者（令和2年環境省告示第76号）

- ① 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者
  - ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
  - ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
  - ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅、共同住宅の住戸の内部のみ可能）
- ② 義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録した者

### ● 建築物石綿含有建材調査者講習

建築物石綿含有建材調査者講習を受講したい場合は、以下のホームページに掲載されている講習機関へ直接問い合せください。



建築物石綿含有建材調査者講習（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00002.html)